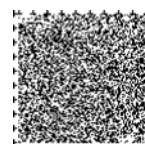


第2次函館市障がい者基本計画 概要版

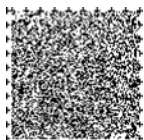
(平成28年度～平成37年度)

函 館 市



「障害者」の「害」の表記について

「害」は悪い意味で使われる文字であり、不快感があるとの意見もあることから、「障害者」に対する差別や偏見をなくする心のバリアフリーを推進し、ノーマライゼーションの理念の普及を図るため、法律や制度に用いられる場合を除いて、「障害」を「障がい」とひらがなで表記しています。



はじめに

函館市においては、平成 18 年 2 月に、障害者基本法に基づく第 1 次計画となる「函館市障がい者基本計画」を策定し、誰もが住み慣れた地域で共に暮らし、自分の能力を活かして平等に社会に参加できる環境づくりをめざして、総合的な取組みを進めてきたところであります。



また、国においては、「障がいの有無にかかわらず、国民誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合って共生する社会」をめざし、障がい者の自立と社会参加の支援等を推進しているところであります。

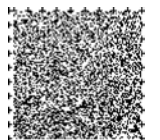
このたび策定しました「第 2 次函館市障がい者基本計画」は、平成 28 年度からの 10 か年を計画期間とし、「リハビリテーション」の理念と「ノーマライゼーション」の理念を前計画から継承するとともに、「障がいのある人が生きがいを持ち、自立し、安心して暮らせる共生社会の実現」を基本理念に、障がいを理由とする差別をなくし、あらゆる社会的障壁を取り除くことにより、障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し支え合い、社会を構成する一員として暮らすことのできるまちの実現をめざし、障がい者施策の推進方向や取組みを取りまとめたものです。

今後は、この新たな計画のもと、きめ細やかな障がい者施策のさらなる推進に取り組んでまいりたいと考えておりますので、市民の皆様ならびに関係各位のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたり、この計画の策定に関し、貴重なご意見やご提言をいただきました函館市障がい者計画策定推進委員会の委員の皆様ならびに関係団体の皆様に、心から厚くお礼申し上げます。

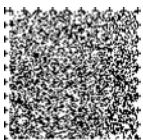
平成 28 年 3 月

函館市長 工藤 壽 樹



目 次

計画策定の趣旨等	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
4 対象とする障がいのある人の範囲	2
障がいのある人の状況	3
1 身体障がい	3
2 知的障がい	4
3 精神障がい	5
4 難病	6
計画の基本的考え方	7
1 計画の基本理念	7
2 計画の基本的な方向	7
3 施策の体系	8
分野別施策	9
第1 地域生活の支援体制の充実	9
1 生活支援	9
2 保健・医療	10
第2 自立と社会参加の促進	11
1 教育・育成	11
2 雇用・就労	12
3 社会参加	12
第3 バリアフリー社会の実現	14
1 権利擁護・理解の促進	14
2 生活環境	14
3 情報・コミュニケーション	15
計画の推進等	16
1 計画推進のための実施計画	16
2 計画の推進および管理	16



計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

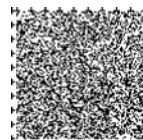
本市においては、昭和59年の「障害者に関する函館市行動計画」、平成4年の「障害者に関する当面の重点施策」、平成9年の「障害者に関する新函館市行動計画」、平成18年の「函館市障がい者基本計画（平成18年度～平成27年度）」により、リハビリテーションとノーマライゼーションの理念のもとに「障がいのある人が自立し、生きがいを持ち、安心して暮らすことのできるまち」の実現をめざし、各種の障がい者施策を推進してきました。

この間、障がい者施策は大きく変化し、平成15年度には、障がいのある人の自己決定を尊重し、利用者自らがサービスを選択する支援費制度が導入され、平成18年度の障害者自立支援法の施行により、これまで障がいの種別ごとに提供されていた障がい福祉サービス等が、その種別にかかわらず一元的に提供される仕組みに変わるとともに、利用者負担の見直しや国と地方の財政責任の明確化が図られました。

また、平成25年4月には、障害者自立支援法が改正され、障がい福祉サービス等の対象となる障がい者の範囲の見直しや障がい者などに対する支援の拡充を行うことを明記した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が施行されました。

さらに、国においては、障害者基本法の改正をはじめ、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の制定など国内法令の整備により、平成26年1月には「障害者の権利に関する条約」に批准しました。

「第2次函館市障がい者基本計画」は、障がい児・者を対象として実施した実態調査により、障がいのある人やその家族などが抱えるニーズや意向などの把握に努め、国の「障害者基本計画」や北海道の「第2期北海道障がい者基本計画」を踏まえつつ、障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障がい者施策の推進方向を示す計画として策定するものです。



2 計画の位置付け

この計画は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」として策定するもので、「函館市地域福祉計画」，「函館市高齢者保健福祉計画・函館市介護保険事業計画」，「函館市子ども・子育て支援事業計画」などの他の諸計画との整合性を図りながら，今後の障がい者施策の基本となる計画として位置づけられるものです。

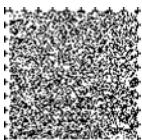
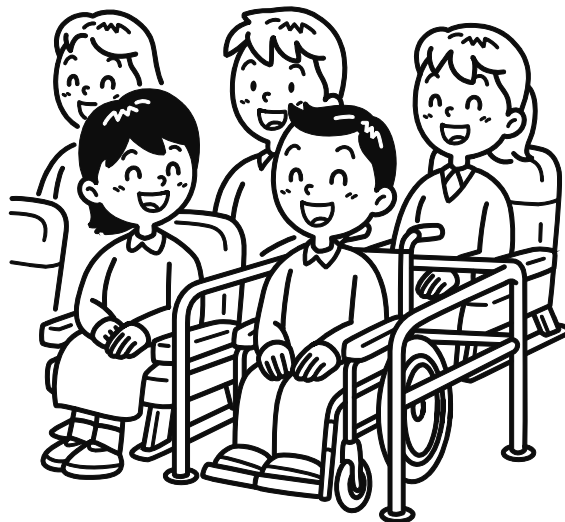
3 計画の期間

計画の期間は，平成28年度から平成37年度までの10か年とします。

なお，社会情勢やニーズの変化，前期の事業の進捗状況などを踏まえ，中間年に後期の推進について検討します。

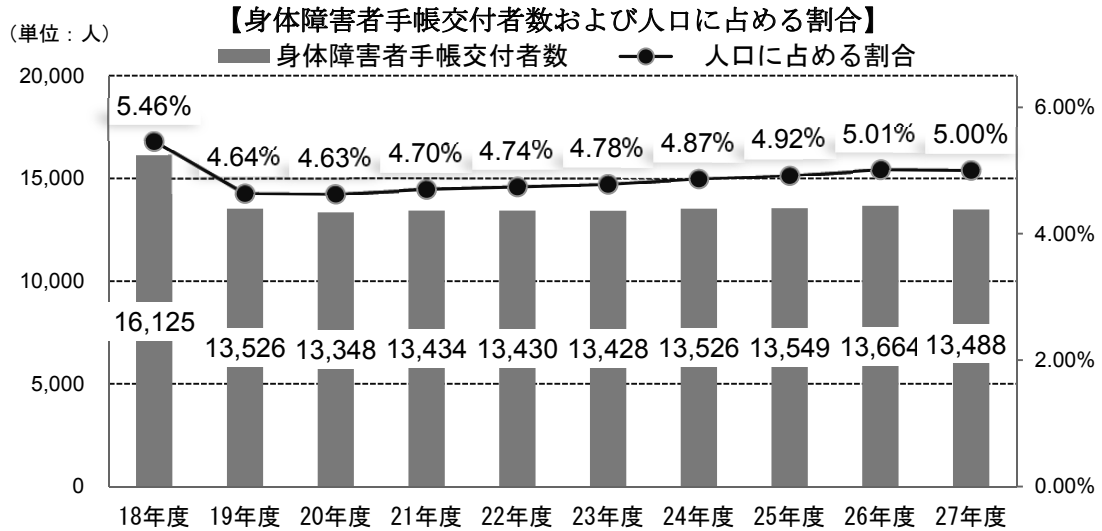
4 対象とする障がいのある人の範囲

この計画で対象とする障がいのある人とは，障害者基本法第2条の規定に基づく「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。



障がいのある人の状況

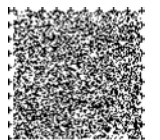
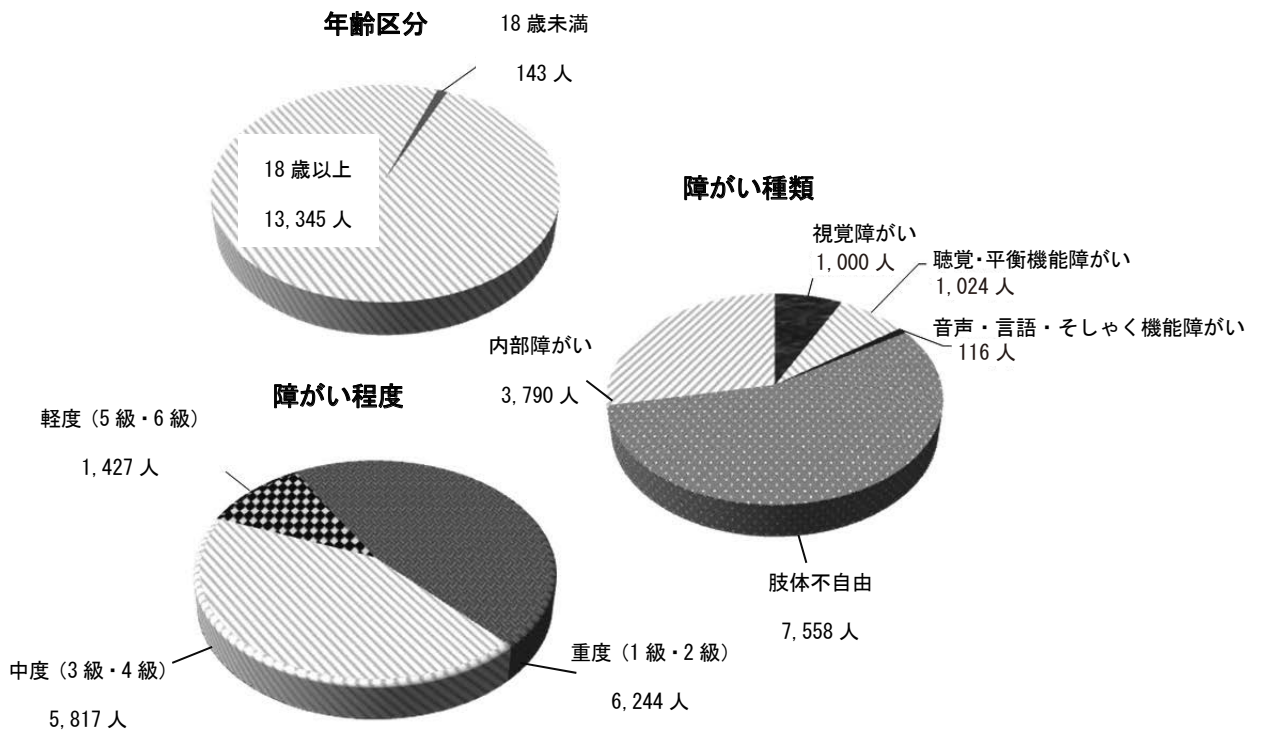
1 身体障がい



(各年度 4月1日現在)

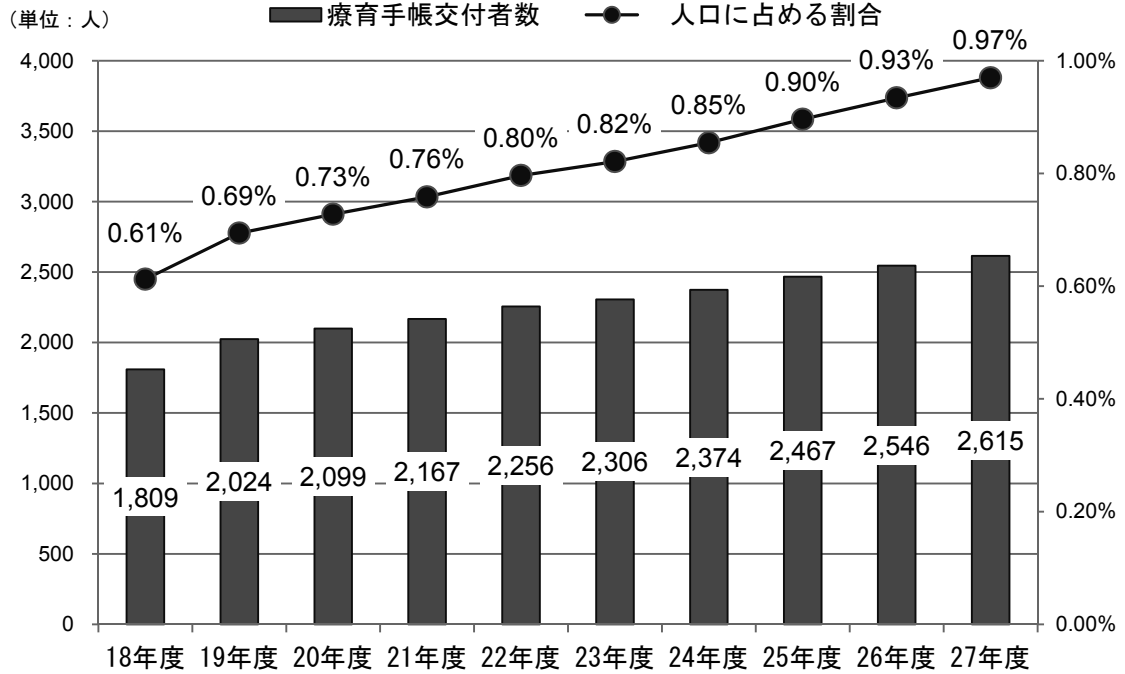
【平成 27 年度 年齢区分, 障がい種類, 障がい程度の割合】

(身体障害者手帳交付者数 13,488 人)



2 知的障がい

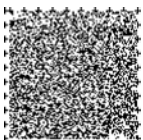
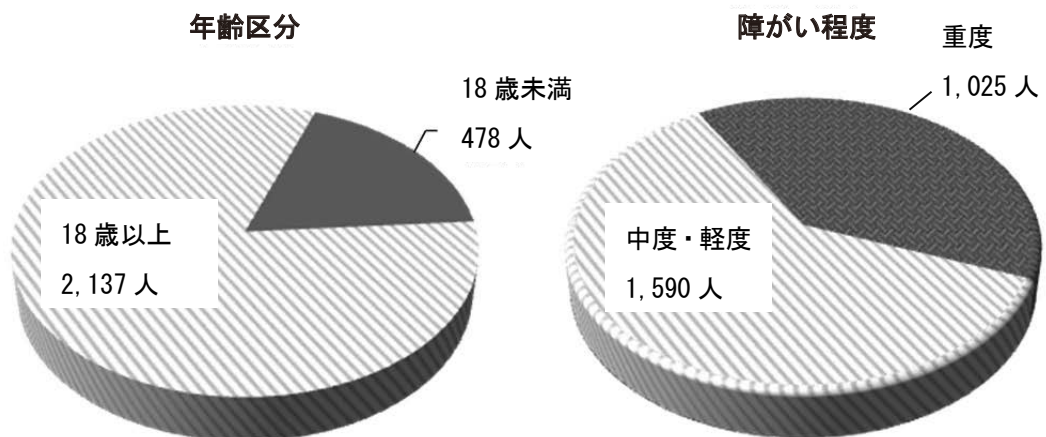
【療育手帳交付者数および人口に占める割合】



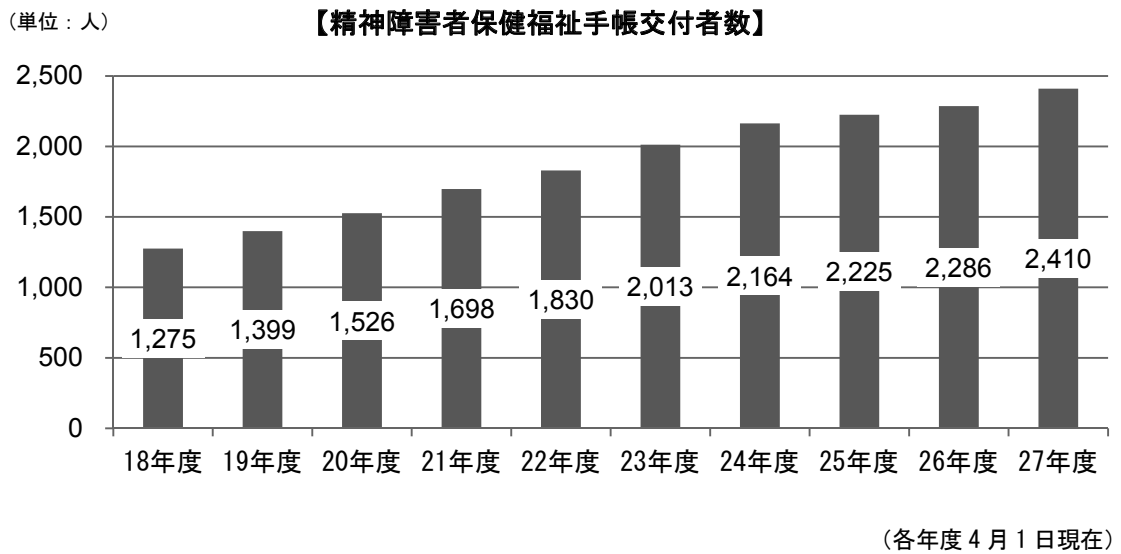
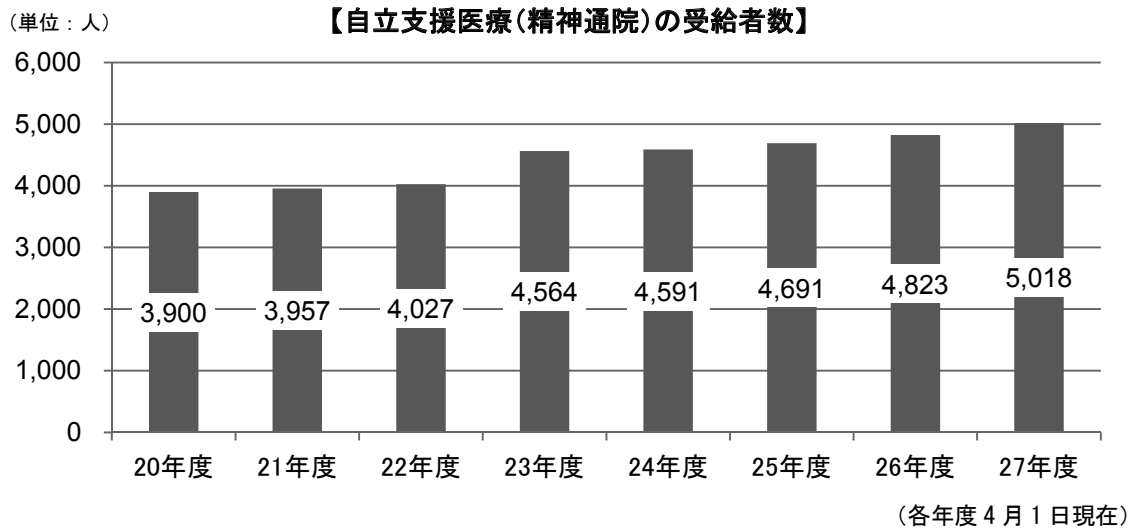
(各年度 4 月 1 日現在)

【平成 27 年度 年齢区分, 障がい程度の割合】

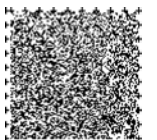
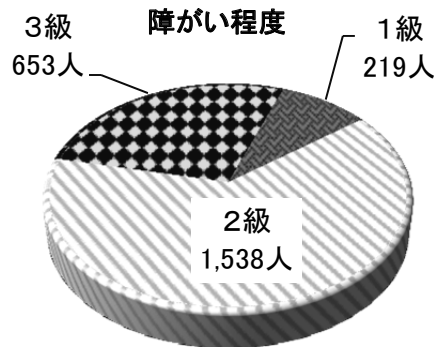
(療育手帳交付者数 2,615 人)



3 精神障がい



【平成 27 年度 障がい程度の割合】
 (精神障害者保健福祉手帳交付者数 2,410 人)



自閉症スペクトラム（ASD）、学習障がい（LD）や注意欠如・多動性障がい（ADHD）などの発達障がいについては、精神障がいに含まれていますが、正確な人数など、実態の把握が困難な状況にあります。

平成24年2月に文部科学省が実施した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」では、小・中学校の通常の学級に在籍している児童生徒のうち、学習面または行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合が6.5%程度存在する可能性があるとの推定値が報告されており、教育機関、医療機関、各種相談窓口、北海道の発達障害者支援センターなどとの連携を図りながら、実態の把握に努めていく必要があります。

高次脳機能障がいについては、精神障がいに含まれており、障害者総合支援法に基づく給付の対象とされています。

高次脳機能障がいは、外見上の障がいが目立たないことや本人に自覚がないことも多いため「見えない障がい」と言われ、十分な理解が得られていない実態があり、正確な数を把握できていないのが現状となっています。

4 難病

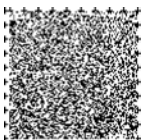
本市における特定医療費（指定難病）医療受給者証および特定疾患医療受給者証の交付者数は、平成26年度で2,341人となっています。

特定医療費（指定難病）医療受給者証等の交付者数

（平成26年度現在 単位：人）

		交付者数
特定医療費（指定難病）医療受給者証（110疾病）※		1,861
特定疾患医療受給者証	国指定（2疾患）	9
	道指定（5疾患）	471
合 計		2,341

※平成27年7月から、特定医療費の指定難病は306疾病となっている。



計画の基本的考え方

1 計画の基本理念

この計画は、障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し支え合い、社会を構成する一員として暮らす共生社会の実現のために、「リハビリテーション」の理念と「ノーマライゼーション」の理念を前計画から継承するとともに、障がいを理由とする差別をなくし、あらゆる社会的障壁を取り除くことにより、「障がいのある人が生きがいを持ち、自立し、安心して暮らせる共生社会の実現」をめざします。

2 計画の基本的な方向

(1) 地域生活の支援体制の充実

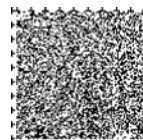
障がいのある人が、自らの選択により住み慣れた地域で、安心して自分らしい生活を送るため、一人ひとりの障がいの特性などに応じた保健、医療、福祉サービスの提供体制や、障がいのある人やその家族などの様々なニーズなどに対する相談支援体制の充実を図ります。

(2) 自立と社会参加の促進

障がいのある人が、社会の一員として自分らしく生きがいを持って暮らし、個性と能力を十分発揮し、自己実現をめざすことができるよう、障がいなどの早期発見、早期療育の支援体制や、ライフステージや障がいの状況に応じた様々な支援体制の充実に努めます。

(3) バリアフリー社会の実現

障がいの有無にかかわらず、共に支え合う社会の実現をめざし、社会的障壁を取り除き、障がいや病気に対する理解を深めるための普及・啓発や障がいの特性に応じた支援体制の充実を図るとともに、障がいのある人への差別や虐待をなくすための権利擁護の充実に向けた取組みを推進します。



3 施策の体系

【基本理念】

【基本的な方向】

【施策区分】

【施策の推進方向】

障がいのある人が生きがいを持ち、自立し、安心して暮らせる共生社会の実現

第1 地域生活の支援体制の充実

1 生活支援

- ア 相談支援機能の充実
- イ 日常生活支援体制の整備
- ウ 重度化・高齢化への対応
- エ 地域生活への移行の促進
- オ 住居の確保
- カ 各種障がいへの対応
- キ 生活安定施策の推進
- ク サービスの質の向上

2 保健・医療

- ア 障がいの要因となる疾病等の予防対策と治療
- イ 障がいのある人の保健・医療の充実

第2 自立と社会参加の促進

1 教育・育成

- ア 障がい児療育の充実
- イ 学校教育の充実

2 雇用・就労

- ア 雇用の促進
- イ 就労機会の拡大
- ウ 職業訓練の充実
- エ 福祉的就労の充実

3 社会参加

- ア 社会参加の促進
- イ スポーツ・文化活動の推進
- ウ 行事等への参加の促進

第3 バリアフリー社会の実現

1 権利擁護・理解の促進

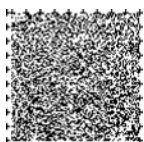
- ア 権利擁護の推進と虐待防止
- イ 成年後見制度等の充実
- ウ 理解の促進
- エ 心のバリアフリーの促進
- オ 地域福祉活動の推進

2 生活環境

- ア 福祉のまちづくりの推進
- イ 住まいの整備
- ウ 移動・交通対策の推進
- エ 防災・防犯対策の推進

3 情報・コミュニケーション

- ア 情報バリアフリーの推進
- イ コミュニケーションの推進



分野別施策

第1 地域生活の支援体制の充実

1 生活支援

基本的な考え方

障がいのある人が、自らの選択により住み慣れた地域で安心して暮らすため、障がいのある人やその家族などの様々なニーズなどに対する相談支援を行い、いつでも必要とするサービスを選択できるよう、関係機関との連携を図りながら、サービスの量的確保および障がい福祉サービス事業者への指導などによるサービスの質の向上に努めます。

施策の推進方向と主要施策

ア 相談支援機能の充実

- ・ 相談支援体制の充実

イ 日常生活支援体制の整備

- ・ 障がい福祉サービス等の提供基盤の整備
- ・ 地域生活支援事業の充実
- ・ 福祉コミュニティエリアの整備
- ・ 補装具・日常生活用具の有効活用

ウ 重度化・高齢化への対応

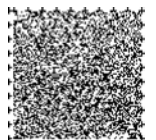
- ・ 家族等に対する支援体制の充実
- ・ 重度の障がいのある人に対する支援体制の整備
- ・ 一時支援体制の整備

エ 地域生活への移行の促進

- ・ 地域生活への移行の支援
- ・ 地域生活への定着の支援

オ 住居の確保

- ・ グループホーム等の整備
- ・ 公営住宅等の整備
- ・ 住宅入居支援策の推進



カ 各種障がいへの対応

- ・ 障がいのある人への支援の充実

キ 生活安定施策の推進

- ・ 経済的支援の充実

ク サービスの質の向上

- ・ 各種研修の充実等
- ・ 事業所の適切な事業展開の促進

2 保健・医療

基本的な考え方

障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、適切な保健・医療・リハビリテーションなどの充実のほか、障がいの要因となる疾病等の予防、早期発見、治療や健康を維持するための取組みを推進します。

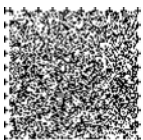
施策の推進方向と主要施策

ア 障がいの要因となる疾病等の予防対策と治療

- ・ 母子保健対策の推進
- ・ 生涯を通じた疾病予防対策の充実
- ・ 青・壮年期からの疾病の早期発見・早期治療対策の推進

イ 障がいのある人の保健・医療の充実

- ・ 難病対策の充実
- ・ 精神障がい者施策の充実
- ・ リハビリテーション医療体制の整備
- ・ 口腔保健・歯科医療体制の整備
- ・ 医療給付等の充実



第2 自立と社会参加の促進

1 教育・育成

基本的な考え方

支援を要する障がいのある子どもや教育上特別な配慮を要する子どもが、身近な地域において、その能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な療育や教育が受けられるよう、様々な取組みなどの情報提供に努めるとともに、障がいに応じた療育や教育体制の充実を図ります。

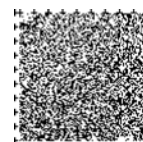
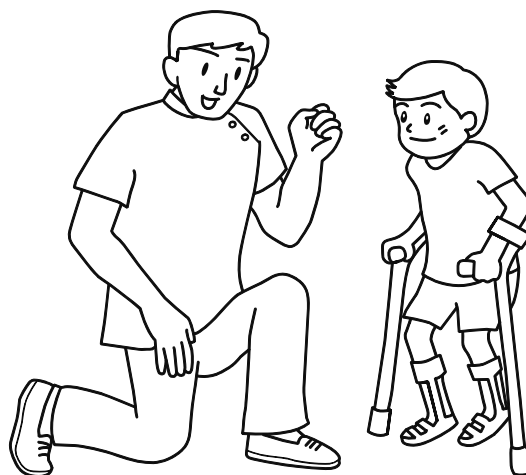
施策の推進方向と主要施策

ア 障がい児療育の充実

- ・ 保健，医療，福祉，教育の連携
- ・ 療育体制の充実
- ・ 障がい児保育の充実

イ 学校教育の充実

- ・ 教育相談・指導體制の整備
- ・ 教育内容の充実
- ・ 障がいの特性に配慮した教育の充実
- ・ 職員研修の充実
- ・ 学校外活動の推進
- ・ 施設のバリアフリー化の促進



2 雇用・就労

基本的な考え方

障がいのある人が社会の一員として、地域で経済的に自立し、障がいの特性や本人の適性に応じて、能力を十分に発揮することができるよう、企業などにおける障がい者雇用の促進や福祉的就労の充実を図ります。

施策の推進方向と主要施策

ア 雇用の促進

- ・ 障がいのある人の雇用の啓発
- ・ 職場への定着のための支援
- ・ 相談，情報提供の充実
- ・ 各種助成金制度の周知活用
- ・ 市職員への障がいのある人の雇用の推進

イ 就労機会の拡大

- ・ 職域の拡大

ウ 職業訓練の充実

- ・ 職業能力の向上

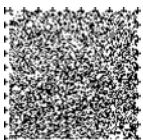
エ 福祉的就労の充実

- ・ 就労移行支援事業所等の活用
- ・ 授産製品等の販路拡大

3 社会参加

基本的な考え方

障がいのある人の社会参加を促進し、生活の質の向上を図るため、スポーツ・レクリエーション・文化活動や、社会参加活動などへの参加機会の拡大と、これらの活動へ障がいのある人が、主体的，自主的に参加できるよう支援の充実に努めます。



施策の推進方向と主要施策

ア 社会参加の促進

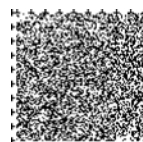
- ・ 社会参加の促進
- ・ ボランティアとの連携
- ・ 移動支援, コミュニケーション支援の充実

イ スポーツ・文化活動の推進

- ・ スポーツ・レクリエーション活動の推進
- ・ 文化活動の推進

ウ 行事等への参加の促進

- ・ 行事等への参加の促進
- ・ 情報提供の充実



第3 バリアフリー社会の実現

1 権利擁護・理解の促進

基本的な考え方

障がいのある人もない人も、お互いの人権と個性を尊重し、地域で自分らしく安心して暮らすことができる共生社会の実現に向けた地域づくりをめざし、障がいのある人に対する差別や偏見の解消と虐待の防止を図ります。

施策の推進方向と主要施策

ア 権利擁護の推進と虐待防止

- ・ 虐待防止の啓発および相談支援体制の充実
- ・ 差別解消に向けた啓発

イ 成年後見制度等の充実

- ・ 成年後見制度等の普及・啓発および利用促進

ウ 理解の促進

- ・ ノーマライゼーション理念の啓発活動の促進

エ 心のバリアフリーの促進

- ・ 福祉教育の推進

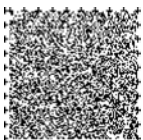
オ 地域福祉活動の推進

- ・ ボランティア活動の促進
- ・ 交流活動の促進

2 生活環境

基本的な考え方

障がいのある人もない人も、すべての人が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に向けた支援の充実や、住宅、公共施設、道路、交通機関などのバリアフリー化を進めるとともに、防犯対策や災害時における障がいの特性に配慮した支援体制の整備を推進します。



施策の推進方向と主要施策

ア 福祉のまちづくりの推進

- ・ 福祉のまちづくりの推進

イ 住まいの整備

- ・ 住宅の確保
- ・ 住宅改善の促進

ウ 移動・交通対策の推進

- ・ 道路、交通安全施設の整備
- ・ 移動・交通手段の確保
- ・ 外出支援の充実

エ 防災・防犯対策の推進

- ・ 防災・防犯対策の推進

3 情報・コミュニケーション

基本的な考え方

障がいのある人の自立と社会参加の促進や、豊かで快適な生活の実現のため、障がいの特性に応じた情報提供に努めるとともに、情報収集や円滑なコミュニケーションが得られるよう、情報のバリアフリー化の促進と意思疎通の支援の充実を図ります。

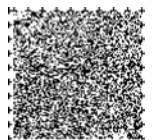
施策の推進方向と主要施策

ア 情報バリアフリーの推進

- ・ 情報提供の充実
- ・ 情報のバリアフリー化

イ コミュニケーションの推進

- ・ コミュニケーション支援体制の充実



計画の推進等

1 計画推進のための実施計画

計画期間における重点施策や目標値を示す実施計画として、障害者総合支援法に基づき障がい福祉サービス等の確保について策定する「函館市障がい福祉計画」を位置付け、本計画の推進を図ります。

2 計画の推進および管理

(1) 関係機関等との連携

この計画の推進にあたっては、すべての市民が福祉に対する理解を深め、行政はもとより、障がいのある人、市民、ボランティア、関係機関・団体などがそれぞれの立場で力を合わせて、相互に連携しながら施策を展開することを基本とします。

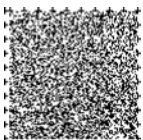
また、福祉施策の概念にとらわれることなく、障がい者施策が、保健、医療、福祉、教育、労働、生活環境などの様々な分野にまたがっていることから、幅広く関係部局・団体などと密接に連携および協働し、障がいの特性やライフステージに応じた適切なサービスの提供ができるよう総合的に取り組みます。

さらに、国や北海道の制度・施策に関わるものも多いことから、必要に応じて要望などを行うとともに、これら関係機関とも連携および協働しながら、各事業を推進します。

(2) 計画の進行管理

この計画は、「函館市障がい者計画策定推進委員会」において実施計画の推進状況の把握、分析、評価などを行い、障がいのある人のニーズや事業の進捗状況などの把握に努めます。

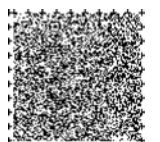
また、社会情勢やニーズの変化、事業の進捗状況などを踏まえ、計画施行後の中間年となる5年をめぐり、後期の推進について検討します。



SPコードについて

この計画書には、各ページの右下または左下にSPコードを印刷しており、「視覚障害者用活字文書読上げ装置」で読み取ることにより、目の不自由な方が、計画書に記載された文章を音声で聞くことができます。

また、SPコードの横の切り込みは、コードの位置を知らせるものであり、表面と裏面のそれぞれにコードがついているため、切り込みも2つとなっています。



第2次函館市障がい者基本計画【概要版】

平成28年3月発行

発行 函館市

編集 函館市保健福祉部

〒040-8666 函館市東雲町4番13号

TEL 0138-21-3254 FAX 0138-27-2770

